

表 1 1 特定粉じん排出等作業に係る規制

項	規制項目	対象者	対象となる工事	定義等
1	事前調査の実施	元請業者 自主施行者	解体等工事	<p>1 解体等工事 建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事 (解体等作業に該当しない作業を除く。)</p> <p>2 特定工事 次の作業を伴う建設工事 ①特定建築材料が使用されている建築物等を解体する作業 ②特定建築材料が使用されている建築物等を改造し、又は補修する作業</p> <p>3 届出対象特定工事 特定工事のうち、吹付け石綿並びに石綿を含有する断熱材、保温材及び耐火被覆材に係る特定粉じん排出等作業を伴うもの</p> <p>4 事前調査結果の報告の対象となる解体等工事 ①作業対象床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事 ②請負代金100万円以上の建築物の改造、補修工事 ③請負代金100万円以上の環境大臣が定める工作物の解体、改造、補修工事</p> <p>5 「4項 事前調査結果の報告」が義務化となる日 令和4年4月1日</p>
2	事前調査結果の発注者への説明	元請業者	解体等工事	
3	事前調査結果の記録の作成・保存	元請業者 自主施行者	解体等工事	
4	事前調査結果の報告	元請業者 自主施行者	解体等工事	
5	事前調査結果の掲示、写しの備え置き	元請業者 自主施行者	解体等工事	
6	下請負人への説明	元請業者	特定工事	
7	作業計画の作成	元請業者 自主施行者	特定工事	
8	特定粉じん排出等作業の届出	発注者	届出対象特定工事	
9	特定粉じん排出等作業に係る除去等方法、作業基準の遵守	元請業者 自主施行者 下請負人	特定工事	
10	実施作業の確認、取り残しの確認	元請業者 自主施行者	特定工事	
11	作業終了後の発注者への報告	元請業者	特定工事	
12	作業記録の保存	元請業者 自主施行者	特定工事	

※ 詳細は特定粉じん（石綿）関係法令編を参照してください。